

## スマートロックシステム導入・利用業務公募型プロポーザル実施要領

### 1. 事業の背景・経緯

現在、本町が管理する公共施設の一部において、施設の利用にあたり、物理的な鍵の貸し出し・返却手続きが必要となっている。特に夜間や管理人が不在となる施設において、利用者は事前に役場庁舎まで来庁し、鍵を受け取る必要がある。

この手続きは、利用者にとって移動の負担となっているのみならず、鍵の管理・受け渡し対応を行う職員にとっても、夜間や時間外の対応が恒常的な業務負荷となっている。また、鍵の紛失リスクや対面での受け渡しに伴う非効率性が長年の課題となっている。

### 2. 事業の目的

本事業は、既存の施設利用における鍵の管理・貸し出し運用をデジタル化し、スマートロックを導入することで、以下の目的を達成することを狙いとする。

- ・利便性の飛躍的向上： 利用者が予約完了後に通知される「開錠番号」を用いて直接施設に入退室できる環境を構築し、役場への来庁不要（鍵の受け渡し業務の完全自動化）を実現する。
- ・運用プロセスの最適化： 予約情報と連動した入退室管理を実現し、予約から解錠、利用後の施錠確認までの一連の流れをシームレス化することで、職員の鍵管理に伴う業務負荷を抜本的に解消する。
- ・施設管理の適正化： システムによる入退室履歴の自動記録により、鍵の授受記録の適正化とセキュリティ向上を図る。

### 3. 業務概要

#### (1) 業務名

スマートロックシステム導入・利用業務

#### (2) 業務内容

別紙「スマートロックシステム導入・利用業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

#### (3) 業務期間

ア システム構築期間：令和8年8月1日から令和8年9月30日まで

イ 運用保守業務（システム利用期間）：令和8年10月1日から令和9年3月31日まで（6ヶ月間）

### 4. 提案上限額

総額：14,052,000円（消費税及び地方消費税を含む）

内訳）初期構築費用：13,854,000円（消費税及び地方消費税を含む）

月額利用料：33,000 円×6 ヶ月＝198,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(1) 金額の構成について

提案上限額は、システムの利用開始から令和9年3月31日までの6ヶ月間における一切の費用の総額、および月額の限度額とする。見積りには、システムの初期導入にかかる費用（環境構築費、初期設定等）、月額ライセンス費用、保守運用費用などに加え、諸経費をすべて含めること。

(2) 支払い条件について

本業務にかかる費用は、以下のとおり支払うものとする。

初期導入費：業務完了およびシステム稼働開始後、検査合格を経て一括払いとする。

月額利用料：運用開始月から令和9年3月31日までの6ヶ月間、毎月均等払いとする。

提案事業者は、「初期導入費」および「月額利用料」ならびに「6ヶ月分の合計総額」を見積書に記載すること。なお、初期導入費、月額利用料、および合計総額のいずれかが提案上限額（内訳の上限額を含む）を超過した提案は無効とする。

(3) 契約形態および見積書の作成について

本調達は、システム利用契約（サービス契約）とする。提案にあたっては、上記

(1) および (2) の条件に基づき算定した見積書を提出すること。

## 5. 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本件調達の公告日から本件業務の参加表明書の提出の日までの間のいずれの日においても、琴浦町及び他の公共機関（国、地方公共団体等）から指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 本件調達の公告日から本件業務の参加表明書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者でないこと。
- (5) 琴浦町との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(6) 提案するシステムについて、国や地方自治体への導入実績を有すること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、琴浦町競争入札参加資格申請書類を本プロポーザル参加申請を提出するまでに7の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に7の(2)の場所に必ず連絡すること。

## 6. 日程

・調達公告	令和8年6月9日(火)
・参加表明作成等質問書提出期限	令和8年6月16日(火) 午後5時
・参加表明作成等質問書回答	令和8年6月18日(木) までに順次回答
・参加表明書提出期限	令和8年6月19日(金) 午後5時
・参加表明書審査結果通知	令和8年6月23日(火) までに通知
・企画提案書作成質問書提出期限	令和8年6月30日(火) 午後5時
・企画提案書作成質問書回答	令和8年7月2日(木) までに順次回答
・企画提案書提出期限	令和8年7月10日(金) 午後5時
・一次審査結果通知	令和8年7月17日(金)
・二次審査プレゼンテーション	令和8年7月21日(火) 以降を予定
・審査結果通知	令和8年7月下旬予定
・契約締結	令和8年7月下旬予定
・システム構築開始	令和8年8月1日(土)
・運用開始	令和8年10月1日(木)

## 7. 手続き等

### (1) 手続き等に関する問合せ・提出先

〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万 591 番地 2

琴浦町総務課 DX・防災推進室

電話：0858-52-2111 ファクシミリ：0859-49-0000 mail:soumu@town.kotoura.tottori.jp

### (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ・提出先

〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万 591 番地 2

琴浦町総務課施設管理室

電話：0858-52-2111 ファクシミリ：0859-49-0000 mail:soumu@town.kotoura.tottori.jp

### (3) プロポーザル実施要領等の交付

プロポーザルに関する交付資料は、琴浦町ホームページから入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

#### ア 交付期間及び時間

令和8年6月8日(月)から同年6月19日(金)までの間(日曜日、土曜日及び国民

の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

イ 交付場所

7 - (1) の場所

(4) プロポーザル参加者に要求される事項

プロポーザル参加者は、提出した書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8. 参加表明書の提出

プロポーザルに参加を希望する場合は、次のとおり参加表明書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和 8 年 6 月 19 日（金）午後 5 時まで

(2) 提出書類

項番	提出書類	提出部数、留意事項
1	参加表明書【様式 1】	1 部 ※押印すること
2	公募型プロポーザル参加資格確認書【様式 2】	1 部 ※押印すること
3	会社概要及び業務実績【様式 4】	1 部 ※類似業務実績が確認できる書類の写しを添付すること
4	会社案内（パンフレット等）	1 部

(3) 提出方法

7 - (1) に記す提出先へ持参又は書留郵便による郵送（期限必着）にて提出すること。

(4) 参加表明書作成等に係る質問の取扱い

ア 質問の受付

プロポーザル参加表明に関する質問は、質問書（様式第 5 号）を作成し、電子メールを利用して提出することとし、原則として訪問や電話による質問は受け付けないものとする。なお、企画提案書作成に関する質問の提出期限は別途設けるものとするが、参加表明書提出期間中においても随時提出して構わない。

イ 提出期限

令和 8 年 6 月 16 日（火）午後 5 時まで

ウ 提出先

7 - (1) の場所

エ 質問に対する回答

質問のあった事項については、質問者に電子メールを利用して直接回答するほか、回答状況を琴浦町ホームページで令和 8 年 6 月 18 日（木）までに随時公開する。

(5) 参加表明の審査結果について、令和8年6月23日(火)までに通知する。

## 9. 企画提案書作成及び提出方法

### (1) 企画提案書提出書類

参加表明書を提出し、参加資格を有すると認められた者は、次に掲げる書類を紙媒体で提出すること。また、該当する書類をデータ化し、CD-R又はDVD-R1枚に保存したものを、併せて提出すること。

項番	提出書類及び様式	提出部数、留意事項等
1	企画提案書提出書【様式3】	1部 ※押印すること
2	企画提案書	社名有版：1部 社名無版：1部
3	価格提案書【様式6】	1部 ※押印すること

#### ア 提出期限

令和8年7月10日(金)午後5時まで

#### イ 提出方法

7-(1)に記す提出先へ持参又は書留郵便による郵送(期限必着)にて提出すること。

### (2) 企画提案書作成要領

ア 30ページ以内で作成すること。(別紙はページ数に含めない)

イ 企画提案書は、目次及びページ番号を付与(表紙、目次はページ数に含めない)することとし、うち1部は提案書中に社名が表示されないよう措置すること。

ウ 原則としてA4判(縦・横の向きは不問)の両面印刷とするが、図表やリスト等についてはA3判以上(A4判に折込むこと)も可とする。

エ 文字サイズ、フォントは指定しないが、見やすいものとする。

オ 本仕様書に基づき、どのような意図で提案したのかを分かりやすく記載すること。

カ 専門知識を有しない者が理解しやすい表現とし、図や表等を適宜使用すること。

### (3) 企画提案書作成等に係る質問の取扱い

#### ア 質問の受付

企画提案書等の作成及び提出に関する質問は、質問書(様式第5号)を作成し、電子メールを利用して提出することとし、原則として訪問や電話による質問は受け付けないものとする。

#### イ 提出期限

令和8年6月30日(火)午後5時まで

#### ウ 提出先

7-(1)の場所

## エ 質問に対する回答

質問のあった事項については、質問者に電子メールを利用して直接回答するほか、回答状況を琴浦町ホームページで令和8年7月2日（木）までに随時公開する。

## オ 既存システム（いつでも貸館）に関する直接の問い合わせ

本業務における施設予約システム「いつでも貸館」との連携仕様および連携に伴う費用等について、参加表明書を提出し参加資格を満たすと認められた者に限り、既存システム提供事業者（株式会社パストラール）への直接の問い合わせを許可する。なお、問い合わせ先の担当者情報等は、参加表明の審査結果通知と併せて対象者へ通知する。

## 10. 第一次審査

プロポーザルへ参加表明し、かつ、琴浦町が参加資格を満たすと認めた者が3社を超えた場合は、企画提案書等について評価し、3社を選出する。ただし、参加資格を満たすと認めた者が3社を超えない場合は、全ての者が第二次審査への参加者とする。

## 11. 第二次審査

第二次審査への参加者として選出された者は、審査会の委員を集めて実施するプレゼンテーションにより、提案説明を行うこととし、審査会の委員は、その説明を聞いた上で、最終的な評価を行うものとする。

なお、説明の機会において、企画提案書等以外の資料を使用してもよいが、企画提案書等以外の資料及び提案内容は評価の対象とはしない。

また、プレゼンテーションの実施方法は概ね次のとおりとするが、最終的に決定されたプレゼンテーションの実施時間、場所等については、提出された書類の審査の結果とともに、令和8年7月17日（金）までに通知する。

### （1）実施時期

令和8年7月21日（火）以降を予定

### （2）場所

琴浦町役場本庁舎 または Web 会議システム（ZOOM を想定）

### （3）実施方法

プレゼンテーションは一提案につき、30分以内（厳守）とし、プレゼンテーション終了後、審査員からの質問時間を15分間程度設けることとする。

役場本庁舎でプレゼンテーションを行う場合はプロジェクター及びスクリーンのほか電源については、琴浦町が用意するものとするが、パソコンは提案者が持参すること。

オンラインでプレゼンテーションを行う場合、Web 会議には琴浦町のライセンスにより招待するが、必要なパソコン、通信回線等は提案者が準備すること。

## 12. 審査方法

企画提案書及び見積価格の評価は、評価要領に基づき評価を行う。なお、評価項目及び配

点は下表のとおりである。

評価項目	配点 (満点)
システムの機能・操作性	70点
運用・保守・サポート業務	20点
価格提案	10点
合計	100点

### 13. 最優秀提案者の選定及び通知

- (1) 審査会は、提案上限額の範囲内の企画提案書を提出した者であって、内容評価点、価格評価点を合計した総合点が最も高い者を最優秀提案者に選定して、琴浦町はその旨を通知する。
- (2) 最優秀提案者とならなかった者に対して、その旨を書面で通知する。なお、通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内（土日祝日を除く）に、書面（様式自由）により、最優秀提案者とならなかった理由について説明を求めることができる。

### 14. 契約の締結

最優秀提案者として選定された者と速やかに契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、仕様書及び企画提案書等の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。

なお、協議が不調のときは、企画提案書等の最終審査により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

### 15. 企画提案書等の取扱い

#### (1) 企画提案書の取扱い

企画提案書は、後日、紛争が生じた場合の証拠書類とするため、原則として返却しない。

#### (2) 著作権の取扱い

ア 最優秀提案者の企画提案書に係る著作権については、提案者に帰属するものとする。

ただし、琴浦町が、本件の報告のほか、説明及び公表のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

イ 最優秀提案者に選定されなかった提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 琴浦町は提案者に対して、提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

#### (3) 企画提案書等の受理後の差替え及び追加・削除は、原則として認めない。

### 16. 情報公開の取扱い

- (1) 提案者は、提出書類及び提案書が琴浦町情報公開条例（平成 16 年条例第 10 号）第 7 条に規定する不開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になることをあらかじめ承知の上、提出するものとする。
- (2) 提出書類は、琴浦町情報公開条例に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象となるが、琴浦町は、提出者に無断でこのプロポーザル以外の用途には使用しない。

## 17. 留意事項

- (1) プロポーザルへの参加に係る企画提案書等の作成及び提出等に要する費用は、参加表明者の負担とする。
- (2) 参加表明における参加資格確認書で宣誓した内容に虚偽があることが発覚した場合、直ちにプロポーザルへの参加資格を失うものとする。また、本業務の委託契約を締結した後においては、契約の解除及び損害賠償請求等の措置を講じることがあるので、留意すること。